



株主提案説明資料

監査役会・監査等委員会・監査委員会による 監督

三菱UFJフィナンシャル・グループ (TYO: 8306)
三井住友フィナンシャルグループ (TYO: 8316)
みずほフィナンシャルグループ (TYO: 8411)
中部電力株式会社 (TYO: 9502)
三菱商事株式会社 (TYO: 8058)
三井物産株式会社 (TYO: 8031)
住友商事株式会社 (TYO: 8053)

2025年5月



監査役会・監査等委員会・監査委員会は何を開示すべきか？

日本のメガバンク3行、中部電力、三菱商事、三井物産、住友商事の取締役会意見に記されているように、監査役会・監査等委員会・監査委員会（以下、便宜上監査役）は、取締役がマテリアルなリスクを適切に監視し、軽減していることを監査する法的責任を負っている。これらの企業は、監査役がこの責務を果たしているかどうか、またどのように果たしているかを判断するための、十分な情報開示を行っていない。



本提案は監査役に対し、リスク管理に関する事項を取締役が適切に監督していることの評価の基準を開示し、説明するよう求めている

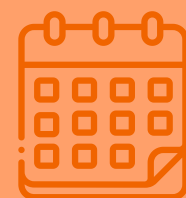


- 執行役および/または取締役が職務を適切に遂行していると監査役が評価した明確な根拠



取締役によるリスク管理の監視を評価するための基準

- 気候リスク管理能力を含む、マテリアルリスクについての取締役の理解
- 方針の策定、コンプライアンス管理に関する取締役の関与
- 企業の長期的なコミットメントとの関連において、現状の企業戦略に対する取締役の評価



本提案が開示を求めているもの



企業自身が特定したマテリアル・リスク（トップリスク）の範囲外のリスク項目についての議論：監査事項の選択は監査委員会の裁量に委ねられている



機密情報の詳細な開示：基本的なプロセス、企業のコミットメント・目標との整合性を裏付ける前提・仮定条件、および方針の策定やコンプライアンスに関する幅広い考慮事項の概観的な評価の開示を求めている



開示情報の透明性向上により、投資家はリスクが適切に検討・管理されていることや、監査役がやみくもに「お墨付き」を与えているわけではなく、日本の会社法が意図する、適切な牽制機能を果たしていることを確認できるようになる。本提案は、監査役と取締役が株主のために、いかに職務を果たしているかを示す機会を提供している。

「会社法では、実際に行った監査について、より具体的な方法・内容の記載を要する」

メガバンクの取締役会意見とは対照的に、会社法は監査の方法やその内容に関するより詳細な情報を開示することを禁じておらず、むしろこれを奨励している。本提案は、この期待に即して、リスク管理を含む取締役の職務執行の監査において、より詳細な情報開示を求めている。また、企業が既に「補足説明資料」や有価証券報告書等に記載している「監査の状況」を監査報告書に単に記すだけでは不十分である。

日本監査役協会は、実際の監査の方法や内容についてより具体的な記述をすることを明確に推奨している

監査委員会監査報告のひな型 (p.5)

（注5）「1. 監査の方法及びその内容」に関し、旧商法では監査の方法の「概要」の記載が求められていたが、会社法では「概要」ではなく、実際に行った監査について、より具体的な方法・内容の記載を要することに留意すべきである（会社法施行規則第131条第1項第1号、会社計算規則第129条第1項第1号）。具体的な方法・内容を記載することにより、監査報告の利用者の理解を得ることも期待され、特に当期における会社固有の監査事項がある場合、例えば、監査上の重要課題として設定し重点を置いて実施した監査項目（重点監査項目）がある場合には、「・・・職務の分担等に従い、〇〇〇〇を重点監査項目として設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し・・・」などと具体的に記載することも考えられる。（出典：日本監査役協会）

監査報告における開示事例

カーボン・トラッカーによる報告書 “[Flying Blind: In a holding pattern](#)” では、独立監査人による情報開示例を示している。これは、取締役の気候変動リスク管理に関する職務執行について、監査役の監督・評価をどのように開示できるか検討する際、参考になる。

Rio Tinto (2022)	Disclosed climate-specific section in audit report (p. 254-255), including general risk assessment procedures undertaken: “understanding the Group’s actual capital expenditure in relation to its decarbonisation strategy compared to that planned”, “discussed the Group’s climate strategy, and considered potential material impacts to the financial statements” and considered impacts of climate change on indicators of asset impairment, including at specific projects. The report also stated that it considered “we read the disclosures related to climate change in the Directors’ Report and Strategic Report, including the TCFD recommended disclosures, and considered its consistency with the financial statements and our audit knowledge.”
Glencore (2022)	Disclosed climate-specific audit matter, which detailed assessments under specific headings, such as thermal coal pricing, carbon costs, useful lives of assets, rehabilitation provisions and consistency across reporting, providing the basis for the auditors’ opinion. (Pg. 145 - 148) For example, under the heading “Consistency between Glencore’s announced targets and accounting policies”, the auditors included factors it considered, eg.: “We considered whether the Group’s sensitivity and estimation uncertainty disclosures were appropriate in the context of climate change risks and uncertainties.”
Eni (2022)	Disclosed factors to assess climate-related strategic alignment including “the reasonableness and accuracy of the costs the Group will incur to reach the reduction in net CO2 emissions in line with the decarbonization strategy in 2050, through interim targets by 2030 and 2040, set by the Group and reflected in the 2023-2026 Strategic Plan”. With respect to hydrocarbon reserve valuations, the auditors “evaluated the technical expertise and objectivity of the Group’s internal and external experts involved in the valuation process.”

監査報告における開示の可能性

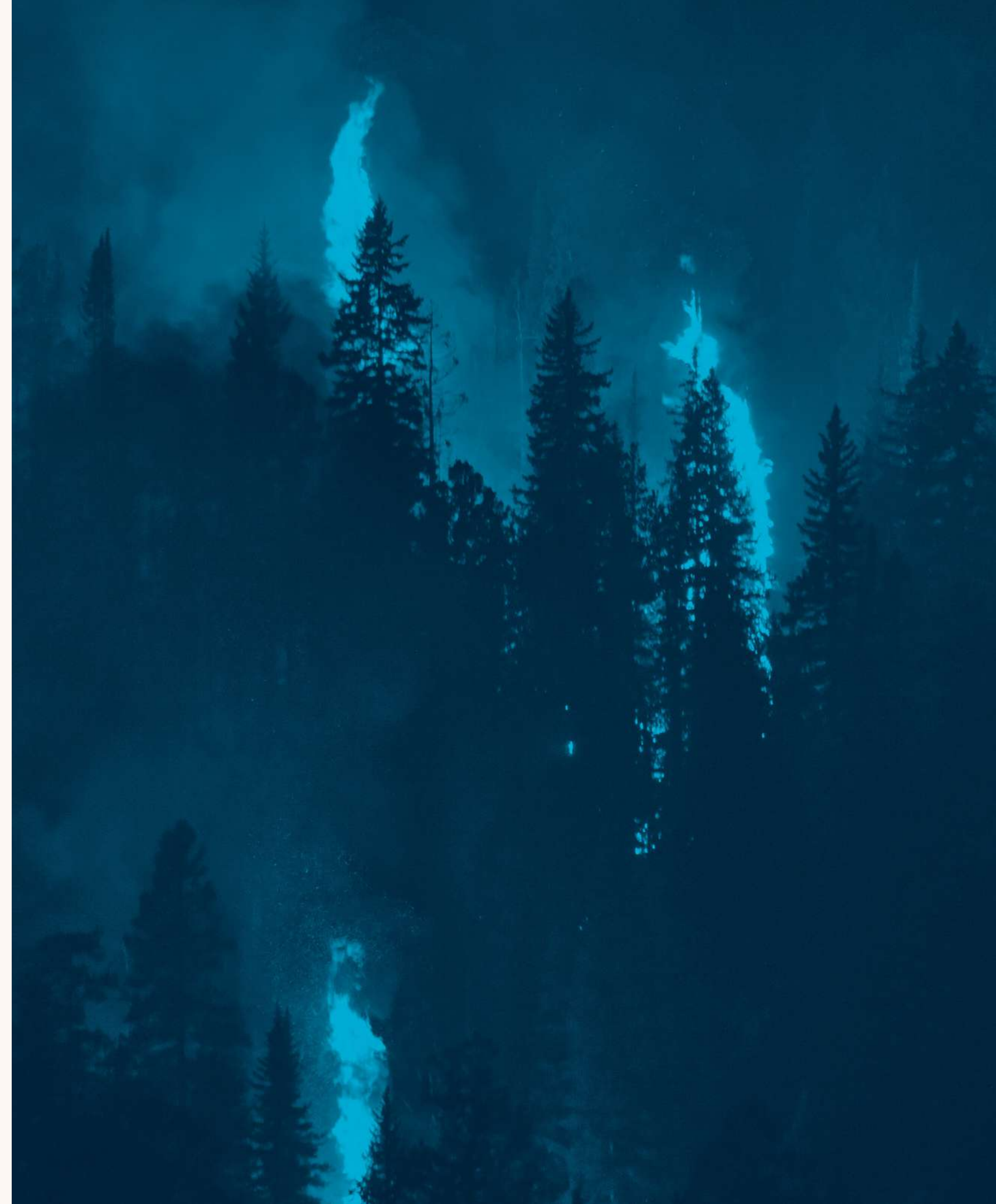
本提案が求める開示は、例えば、取締役会自らがリスクと特定した事項に対してどのような対応が取られたのか、またその対応の適切さの根拠について、監査報告にて監査役の意見表明を行うといったように、比較的簡易なものであり得る。

例えば、みずほFGの2024年「取締役会の意見」には、「ここ数年移行リスクが注目されてきたが、近時の異常気象を踏まえ改めて物理的リスクにも留意すべき。またその結果生じうるマクロ経済への影響も確認していく必要」（p.40）と記載されている。

この場合、リスクを適切に認識し、その影響を軽減すると同時に機会を拡大するために取締役が講じた対応とそれに関する**監査役の評価**を監査報告に**記載**すべきである。

例)

- インフラへの影響など物理的リスクに関する知識の向上
- 外部専門家からの助言
- 与信ポートフォリオのリスクを軽減するための、顧客の移行計画に関するエンゲージメントプロセスの評価



連絡先

渡辺瑛莉

ジャパン・エネルギー・ファイナンス・キャンペーナー
eri.watanabe@marketforces.org.au

布川健太郎

ジャパン・エネルギー・キャンペーナー
kentaro.nunokawa@marketforces.org.au

福澤恵

アジア・エネルギー・ファイナンス・キャンペーナー
megu.fukuzawa@marketforces.org.au

免責事項

投資の助言でないこと：この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、情報の提供のみを目的とするものであり、金融商品取引法の適用における、有価証券の価値の分析に基づく投資の助言又は投資判断の推奨を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。

共同議決権行使でないこと：この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権その他の株主権を共同して行使することの合意又は同意、その取得のための申し込み若しくは承諾を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。疑義をさけるためにさらに強調すれば、それぞれの株主は、議決権その他の株主権を、自らの判断に基づき独立に行使するものであり、議決権その他の株主権の行使の結果が両株主の協議と異なる場合においても、相手方に対する協議の違反により責任が生じるといったことはありません。

議決権代理行使の勧誘でないこと：この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権の代理行使の勧誘を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。この文書の発信人である株主は、株主総会における議決権の代理行使の委任を勧誘するものではなく、いかなる他の株主からの議決権その他の株主権を代理人として行使することを受任することはありません。

一次情報及び企業による分析の代替でないこと：この文章による分析は、各企業による独自の分析及び情報開示の代替を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。この文書は、当該企業が直面する重大な気候関連リスクについて投資家に理解を促すことを目的としており、各企業が自らの責任において将来を見据えた詳細な分析を実施し、これらのリスクへの対応状況を明らかにすることを奨励するものです。